

信濃川水系学識者会議規約 改正案と現行の対比表（１／２）

信濃川水系学識者会議
第4回全体調整会議 資料－１

改正案	現 行
信濃川水系学識者会議規約 第１条（名称） 本会は、「信濃川水系学識者会議」（以下「学識者会議」という）と称する。 第２条（目的） 本会議は、「信濃川水系河川整備計画（大臣管理区間）」（以下「整備計画」という）の策定にあたり、河川法第16条の２ 第３項に規定する趣旨に基づき、河川に関して学識経験を有する者が意見を述べることを目的とする。 ２．前項とあわせて、信濃川水系河川整備計画の治水事業に係る計画段階評価について、学識経験者として意見を述べるものとする。 第３条（学識者会議の組織及び委員等） 学識者会議は、国土交通省北陸地方整備局長（以下「局長」という）が設置する。なお、学識者会議は、整備計画の策定をもって解散する。 ２．学識者会議は、「全体調整会議」「上流部会」「中流部会」「下流部会」（以下「各部会等」という）から構成する。 ３．学識者会議の委員は、局長が委嘱し、別添の通りとする。 ４．全体調整会議には座長を置き、上流部会、中流部会、下流部会には、それぞれ部会長を置くものとし、各部会等の委員の互選によりこれを定める。 ５．座長又は部会長は会議を代表し、その円滑な運営と進行を総括する。 ６．座長又は部会長に事故があるときは、座長又は部会長が予め指名する委員がその職務を代行する。 ７．各部会等は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は原則として認めない。 第４条（各部会等の審議事項） 各部会等の招集は、全体調整会議においては、局長より委任された北陸地方整備局河川部長が、上流部会は局長より委任された千曲川河川事務所長、中流部会は局長より委任された信濃川河川事務所長、下流部会は局長より委任された信濃川下流河川事務所長が行うものとする。 ２．全体調整会議は、学識者会議の公開、規約改正等運営に関する事項を決定する他、上流部会、中流部会、下流部会から報告を受けた事項に関し調整を行うとともに、学識者会議としての意見をとりまとめる。 ３．上流部会は、千曲川河川事務所が管理する大臣管理区間の整備計画の具体的内容について議論を行い、意見をとりまとめ全体調整会議へ報告する。 ４．中流部会は、信濃川河川事務所が管理する大臣管理区間の整備計画の具体的内容について議論を行い、意見をとりまとめ全体調整会議へ報告する。	信濃川水系学識者会議規約 第１条（名称） 本会は、「信濃川水系学識者会議」（以下「学識者会議」という）と称する。 第２条（目的） 本会議は、「信濃川水系河川整備計画（大臣管理区間）」（以下「整備計画」という）の策定にあたり、河川法第16条の２ 第３項に規定する趣旨に基づき、河川に関して学識経験を有する者が意見を述べることを目的とする。 第３条（学識者会議の組織及び委員等） 学識者会議は、国土交通省北陸地方整備局長（以下「局長」という）が設置する。なお、学識者会議は、整備計画の策定をもって解散する。 ２．学識者会議は、「全体調整会議」「上流部会」「中流部会」「下流部会」（以下「各部会等」という）から構成する。 ３．学識者会議の委員は、局長が委嘱し、別添の通りとする。 ４．全体調整会議には座長を置き、上流部会、中流部会、下流部会には、それぞれ部会長を置くものとし、各部会等の委員の互選によりこれを定める。 ５．座長又は部会長は会議を代表し、その円滑な運営と進行を総括する。 ６．座長又は部会長に事故があるときは、座長又は部会長が予め指名する委員がその職務を代行する。 ７．各部会等は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は原則として認めない。 第４条（各部会等の審議事項） 各部会等の招集は、全体調整会議においては、局長より委任された北陸地方整備局河川部長が、上流部会は局長より委任された千曲川河川事務所長、中流部会は局長より委任された信濃川河川事務所長、下流部会は局長より委任された信濃川下流河川事務所長が行うものとする。 ２．全体調整会議は、学識者会議の公開、規約改正等運営に関する事項を決定する他、上流部会、中流部会、下流部会から報告を受けた事項に関し調整を行うとともに、学識者会議としての意見をとりまとめる。 ３．上流部会は、千曲川河川事務所が管理する大臣管理区間の整備計画の具体的内容について議論を行い、意見をとりまとめ全体調整会議へ報告する。 ４．中流部会は、信濃川河川事務所が管理する大臣管理区間の整備計画の具体的内容について議論を行い、意見をとりまとめ全体調整会議へ報告する。

信濃川水系学識者会議規約 改正案と現行の対比表（２／２）

改正案	現 行
５．下流部会は、信濃川下流河川事務所が管理する大臣管理区間の整備計画の具体的内容について議論を行い、意見をとりまとめ全体調整会議へ報告する。 ６．各部会等の審議にあたり、局長が必要と認め、各部会等の委員総数の二分の一以上の同意が得られた場合は、委員以外の者に対し、参考人として出席を求めることができる。	５．下流部会は、信濃川下流河川事務所が管理する大臣管理区間の整備計画の具体的内容について議論を行い、意見をとりまとめ全体調整会議へ報告する。 ６．各部会等の審議にあたり、局長が必要と認め、各部会等の委員総数の二分の一以上の同意が得られた場合は、委員以外の者に対し、参考人として出席を求めることができる。
第５条（情報公開） 各部会等は原則公開とし、その公開方法は全体調整会議にて定める。	第５条（情報公開） 各部会等は原則公開とし、その公開方法は全体調整会議にて定める。
第６条（事務局） 全体調整会議の事務局は、北陸地方整備局河川部、信濃川河川事務所、信濃川下流河川事務所及び千曲川河川事務所に置く。 また、各部会の事務局は、上流部会は千曲川河川事務所、中流部会は信濃川河川事務所、下流部会は信濃川下流河川事務所にそれぞれ置く。	第６条（事務局） 全体調整会議の事務局は、北陸地方整備局河川部、信濃川河川事務所、信濃川下流河川事務所及び千曲川河川事務所に置く。 また、各部会の事務局は、上流部会は千曲川河川事務所、中流部会は信濃川河川事務所、下流部会は信濃川下流河川事務所にそれぞれ置く。
第７条（規約の改正） 本規約の改正は、全体調整会議の委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。	第７条（規約の改正） 本規約の改正は、全体調整会議の委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。
第８条（雑則） この規約に定めるもののほか、各部会等の運営に関し必要な事項は、全体調整会議においては座長が、各部会においては部会長が、それぞれの会議に諮って定める。	第８条（雑則） この規約に定めるもののほか、各部会等の運営に関し必要な事項は、全体調整会議においては座長が、各部会においては部会長が、それぞれの会議に諮って定める。
附則（施行期日） 本規約は、平成２０年８月２１日より施行する。 本規約は、平成２５年〇月 〇日より施行する。	附則（施行期日） 本規約は、平成２０年８月２１日より施行する。